# 「高年齢者雇用状況報告」の ①欄が変更になりました

### 変更の要点

- 1 ご報告いただく制度等の対象年齢
  - 昨年まで → 70歳以上まで働ける制度等(定年の廃止・引上げ等を除く)
  - 今年から → **66歳以上**まで働ける制度等 (定年の廃止・引上げ等を除く)
- 2 定年又は継続雇用制度以外の方法によって、66歳以上まで働ける制度等を定めている場合は、

その制度の具体的な上限年齢をご記入ください。※新規記入項目

~ 実際の報告書⑪欄は、以下のように変更されています。ご留意ください。~

#### 【平成29年までの報告書】

- ① 70歳以上 で働ける制度 等(定年の廃 止・引上げ等 を除く)の状 況
- □イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を<u>70歳以上</u>まで 働ける制度を就業規則等に定めている(上限年齢を規定していない場合を含む)
- □□ 上記イの制度を就業規則等に定めていない
  - $\rightarrow$ ( $\square$ ( $\upsigma$ )  $\square$ ( $\upsigma$ ) 検討中  $\square$ ( $\upsigma$ )  $\square$ ( $\upsigma$ ) 予定なし)

#### 【平成30年からの報告書】

① 66歳以上 で働ける制度 等(定年の廃 止・引上げ等 を除く)の状

- □イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで 働ける制度を就業規則等に定めている
  - →(□(イ)該当する者を 歳まで雇用 □(□)上限年齢を規定していない)
- □□ 上記イの制度を就業規則等に定めていない
  - $\rightarrow$ ( $\Box$ ( $\tau$ ) 導入予定あり  $\Box$ ( $\tau$ ) 検討中  $\Box$ ( $\tau$ )  $\underline{66歳以上}$ まで雇用する慣行がある  $\Box$ ( $\tau$ ) 予定なし)

厚生労働省では、皆様からご報告いただいた内容を高年齢者雇用確保措置に関する指導・助言や各種施策の企画立案等の際に活用させていただいております。記入要領をご覧いただき、正確な報告にご協力をお願いいたします。



公			
五六帆未久足川。 下笛 万			İ

(公共職業安定所で記入すること)

改正案

# 高年齢者雇用状況報告書

	$ \rightarrow $
1)	上)
$\leftarrow$	~

	高年齢者等の雇用の安定等 厚生労働大臣 殿	に関する法律	施行規	則第33条第13	項の規定	三により、	平成	年6月1	日現在の	状況を	下記のとおり幸 平成 年	股告します 月	r. E	
	①(フリガナ)							②(フリ	ガナ) -		1 790			
事	名 称 (法 人 の 場 合) 又は 氏名(個人事業の場合)							代表者						
業	③ 住 所	<b>〒</b> ( —		)				(法人の	)場合)					
主	(法人にあっては主た) る事業所の所在地									: 番 号 X 番号		)		
種類の	④産業分類番号	事業の具	本的内	容  多労働	組合 f 無	□イ あ □ロ な			険適用 番号	1		,		
定年	⑦定年	□イ 定年 □ロ 定年	-	(定年年齢	歳)	I								
年制の状況	⑧定年の改定予定等	□□ 定年あり(定年年齢歳) □□ 改定予定あり(平成年月より歳) □□ 廃止予定あり(平成年月に廃止) □□ 改定又は廃止を検討中 □□ 改定・廃止予定なし												
				で継続雇用制度			マヘル	* (NIT	「マ ヘ・ナレベ	٠. J.ı	) []("	1月1十八ヶ	L.44~\	
		→ a 極続値 → b 対象	→a 継続雇用先 (□(イ)自社 □(ロ)親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) □(ハ)関連会社等) →b 対象											
		→□(イ)		皆全員を対象 (		_								
継続				基準に該当する D根拠(□(a)労			で雇用 て就業規則	川等に反明	央 □(b)∮	労使協定	定を締結せず就	業規則等	このみ))	
続雇用	⑨継続雇用制度	(注) 高年									律第78号。以下			
制度		う。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入												
の状況		→□(ロ)基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 基準の根拠(□(a)労使協定を締結して就業規則等に反映 □(b)労使協定を締結せず就業規則等のみ))												
況		□ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)												
	⑩継続雇用制度の	□イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(平成年月より) →内容(□(イ)経過措置の基準の廃止 □(ロ)新規導入 □(ハ)上限年齢の引上げ □(ニ)その他)												
	導入・改定予定	□□ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 □ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし												
		□イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を <u>66歳以上</u> まで働ける制度を就業規則等に定												
	6 <mark>6歳以上</mark> まで働ける制度 等(定年の廃止・引上げ		めている → (□(イ)該当する者を 歳まで雇用 □(ロ)上限年齢を規定していない)											
4	等を除く)の状況			度を就業規則等 人予定あり □				11-キで原	雇用する性	書2テがま	ある □(ニ)予	定かし)		
	常用労 総 数 動者数	~44歳	1742	45~49歳		-54歳	55~	_	60~64		65~69歳	_	歳~	
(	前有	人人		) 27	(	人人)	(	人人	(	人 人	人 ( 人	(	人 人)	
(13)ù	過去1年間の離職者の状			成以上65歳未済 におまた(によ)					5 ち女性_	1	人)	-		
- Z	兄(うち女性)	りり水戦	古凱文	援書を作成し	ンに対象	《有级 <u></u>		人(S	5 ち女性_		人)			
(14) i		(a)定年到達	產者	(b) 定年退職者数		(c)継続雇用者		<u>(d) うち子会社</u> (刹			在退職者数 継続雇用を希 (f)継続雇用			
等の状況					(		医田岩					級「	にトス	
	過去1年間の定年到達者 等の状況	の総数 ((b)+(c)+	- (e))			(C) 継続/A 数	<b></b> 田省	等· 社等	関連会	望雇	したが継続 用されな	終了離職	による 者数	
		の総数 ((b)+(c)+		(継続雇用 望しない	者)			等· 社等	等での継 運用者数	望雇	したが継続 用されな った者)	終了離職	者数	
		の総数 ((b)+(c)+	人 人)				<ul><li>無用者</li><li>人</li><li>人)</li></ul>	等· 社等	での継	望雇	したが継続 用されな	終了離職	に 者数 人 人 人	
	等の状況 (うち女性) 過去1年間の改正法に規	の総数 ((b)+(c)+ ( (a)基準を適 できる年	人人) 用	望しない	者) 人 人)	(	人 人)	等・社等 続層	等での継 <u>国用者数</u> 人 人 人)	望 雇 か (	したが継続 用されな った者) 人 人	離職	者数 人 人)	
复新	等の状況(うち女性)	の総数 ((b)+(c)+ ( (a)基準を適	人人) 用齢た	望しない	者) 人人)  終了者	( 数(継	人 人) (c)継続	等・ 社 続 に ( 雇用者数き 引き続き	等での継 Mana A Mana A Ma Ma Mana A Mana A Ma Ma Mana A Mana A Mana A Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma Ma	望雇か ( 該	したが継続 用されな った者) 人	離職 (	者数 人 人)	
复新	等の状況 (うち女性) 過去1年間の改正法に規 定する経過措置に基づく継 売雇用の対象者に係る基	の総数 ((b)+(c)+ ( (a)基準をるを に 者でに 者の ((b)+(c)+	人人) 用齢た	望しない ( (b)継続雇用 続雇用の ない者)	者) 人人)  終了者	( 数(継	人 人) (c)継続) 当し	等・ 社 続 に ( 雇用者数き 引き続き	等での継 屋用者数 人 人) ((基準に 経続雇月	望雇か ( 該	したが継続 用されな った者) 人 人 人) (d)継続雇用総	離職 (	者数 人 人)	

公共職業安定所コード番号					
--------------	--	--	--	--	--

現様式

(公共職業安定所で記入すること)

## 高年齢者雇用状況報告書

	$\overline{}$
(]	F)

					11 一 四 1- 1										•
	厚生労働大臣	殿	に関する法律が	近行規	則第33条第13	項の規定	色により、	平成	年6月1	日現在の	状況を	下記の 平成		告しま <sup>-</sup> 月	す。 日
事業	①(フ リ ガ ナ ) 名 称 (法 人 の 場 合 ) 又は 氏名(個人事業の場合)								- ②(フリ 代表者 (法人 <i>0</i>	氏名					
主 主	③ 住 所 〒( —				)						: 番 号 X番号		(	)	
種類の	④産業分類番	号	事業の具体	体的内	1容 ⑤労働 の 有		□イ あ □ロ な		雇用保事 業〕						
定	□イ 定年 □ロ 定年				(定年年齢	歳)									
定年制の状況	一				 り(平成 り(平成 逐止を検討中	— 年 — 年	月よ 月に	り <u></u> 廃止)	歳)						
継続雇用制度の状況	⑨継続雇用:	制度	→ a 継続雇 → b 対象 →□(イ)  (注) 高年i う。) →□(ロ)	用先 の 要素 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	で継続雇用制度 (□(イ)自社 各全員を対象。 基準に該当するの根拠(□(a) 労 をの雇用の安定 でする経過措置 こ該当する者を の根拠(□(a) 労 算入していない	□(□ (	1)親会社 歳まで雇 歳まで を締結し く対象者 、 を締結し く対象者 に を締結し	用で雇用で就業場の一部を行って就業場で雇用をで雇用をでを限定する。	則等に反 改正する る基準が 目 関等に反	映 □(b) st 去律(平成 有る企業/ 映 □(b) st	労使協; 24年法 よ(イ)	定を締約 律第78 に記 <i>)</i>	<del>詰せず就</del> 号。以下 入	<b>美規則等</b> 「改正法	そのみ)) と、とい
	⑩継続雇用 導入・改2		□イ 継続雇 →内容(□ □ロ 継続雇	用制原 ](イ 用制原	度の導入・改定 ) 経過措置の 度の導入・改定 度の導入・改定	子定あ 基準の原 ごを検討	り(平成 <u></u> を止 口( 中	年	月	より)	限年齢	の引上	げ 口(	二) そ(	か他)
<u></u>	1 <mark>0歳以上</mark> まで 等(定年の廃」 等を除く)の状	上・引上げ	めてい ロロ 上記イ	る <u>(</u> の制度	会社等で会社の <mark>上限年齢を規定</mark> 度を就業規則等 入予定あり □	<u>ぎしてい</u> 等に定め	<u>ない場合</u> ていない	を含む)							則等に定
	常用労 総		~44歳		45~49歳	50~	~54 歳	55^	~59歳	60~6		65~	~69歳	70	)歳~
(	(うち 女性) (	人 人)	人 ( 人)		( 人)	(	人 人)	(	人 人)	(	人 人)	(	人 人)	(	人 人)
	過去1年間の離 兄(うち女性)	職者の状			歳以上65歳未流 で援書を作成し					うち女性 <u></u> うち女性			人) 人)		
<ul><li>4 過去1年間の定年到達者等の状況</li></ul>		(a) 定年到達者 の総数 ((b) + (c) + (e)) (継続雇用を希 望しない者)			(c)継続 数	継続雇用者 (d) うち子会社 (デ 等・関連会 望 社等での継 雇					年退職者数 継続雇用を希 したが継続 用されな った者)				
	(うち女性)		(	人 人)	(	人 人)	(	人 人)	(	人 人)	(		人 人)	(	人 人)
(5)過去1年間の改正法に規 定する経過措置に基づく継 続雇用の対象者に係る基 準の適用状況		(a) 基準を適 で到達る年 に到達と 者の総数 ((b)+(c)+	齢た	(b)継続雇用 続雇用の ない者)			当し	- 足雇用者数 と引き続き 上者)	・継続雇用	用さ		売雇用終当しない		(基準に	
	(うち女性	生)		人 人)		(	人 人)		(		人 人)			(	人 人)
高雇	年 齢 者用推進者	役職		氏名	,		記入 担当者	所属及び	が役職			氏名	1		